

諏訪市・下諏訪町 成年後見支援センター

自分に何かあった時に、
障がいのある子どもの生活が心配。

離れて暮らす認知症の親が
悪徳商法の被害にあっている。

お気軽に
ご相談ください。

後見人って
誰でもなれるの？

認知症で財産の管理や預貯金の
払戻しができなくなった。

成年後見制度ってなあに？

→ こうけん し えん 後見支援 ふ あん 不安なことは そう だん ワンストップで ご相談

こうけん し えん ふ あんはワンストップでご相談
☎ 0266-54-2155

成年後見制度って何だろう？

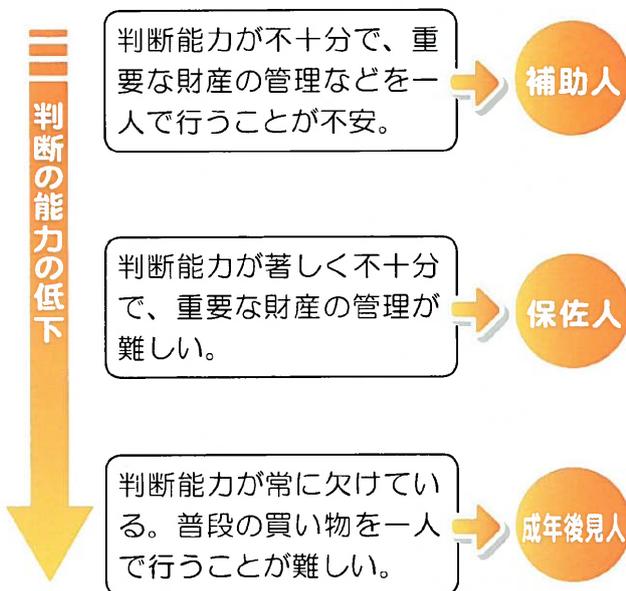
A

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。成年後見人などが、意思決定を支援し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いをします。

■ 法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度

判断能力が不十分な状態にある方が対象です。本人やご家族などが家庭裁判所に申し立てをし、後見人などが選任されます。判断能力によって、**後見**、**保佐**、**補助**の3つの種類があります。



任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、**あらかじめ**ご本人が支援してくれる人（任意後見人）や支援をしてもらう内容を契約により決めておく制度です。

ご本人の判断能力が低下した時、本人や4親等以内の親族等の申し立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務がスタートされます。



後見人

はこんな支援を行っています。

- 本人のお金の管理をします。印鑑や通帳を保管します。
- 本人に代わって契約を結んだり、不利益な契約を取り消したりします。
- 本人の意向を尊重し、必要に応じて医療、福祉等の手続きを支援します。



契約書

諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターでは、 こんな業務を行っています

● 相 談（無料）

- 電話や窓口にて、成年後見制度に関する総合的な相談をお受けいたします。



● 手続き支援

- 家庭裁判所に申し立てをする際に必要な書類の説明や申立書の書き方などの支援を行います。
※申立書の作成は行いません。

● 成年後見制度の普及・啓発

- 制度の理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。
- 制度の利用促進を図るため、福祉関係者などへの研修会を開催します。
- 広報や、パンフレットにて広く制度の周知を行います。



● 法人後見事業

- 家庭裁判所の審判に基づき諏訪市社会福祉協議会が法人として成年後見人を受任し、本人を支援します。

● 権利擁護関係者のネットワークづくり

- 権利擁護関係者が情報交換、ケース検討などを行う機会を設け、ネットワークづくりに取り組みます。



身近な権利擁護の相談窓口

■ 障がいがある方の相談

- ・ 諏訪市役所 社会福祉課 電話：0266-52-4141
- ・ 下諏訪町役場 健康福祉課福祉係 電話：0266-27-1111
- ・ 下諏訪町社協生活応援センター 電話：0266-27-8886
- ・ 諏訪圏域障がい者総合支援センター（オアシス） 電話：0266-54-7713

■ ご高齢の方の相談

- ・ 諏訪市役所 高齢者福祉課 電話：0266-52-4141
- ・ 諏訪市地域包括支援センター 電話：0266-52-4141
- ・ 下諏訪町役場 健康福祉課高齢者係 電話：0266-27-1111
- ・ 下諏訪町地域包括支援センター 電話：0266-26-3377

お問い合わせ先

諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター（社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会）

〒392-0024 諏訪市小和田 19 番 3 号

諏訪市総合福祉センター 「湯小路いきいき元気館」

TEL 0266-54-2155 **FAX** 0266-57-1231

■ 開設日時

開設日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
（毎月第3月曜日、祝日・年末年始は休み）

最寄駅からのアクセス

- ・ JR上諏訪駅から徒歩約15分
- ・ 諏訪ICから車で約10分

